

2025年4月18日

国土交通省自動車局安全政策課
パブリックコメント ご担当者 様

東海電子株式会社
取締役 松本 剛洋

「
「対面による点呼と同等の効果を有するものとして 国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案について」に対するパブリックコメント

本件に関する意見の募集につきまして、特に業務前自動点呼の要件について以下のとおりパブリックコメントを提出いたします。

記

<業務前自動点呼の要件について>

I 日常点検結果の報告・確認についての意見

業務前自動点呼実施時の整備管理の方法については『整備管理規定にて明記する』とあるが、本来は整備管理者にて日常点検の実施結果に基づき自動車の運行の可否を決定することが必要であると思われる。しかし業務前自動点呼においてはこの点が完全に欠落していると考えられるため、整備管理規定においては業務前自動点呼時の整備管理者の役割について明確にされることを期待する。

更に言えば、上記の通り整備管理者の確認方法をどうするのかの他にも、点呼前に日常点検を行うとして車輛の鍵の管理方法をどうするのかなど、いくつかの懸念点が考えられる。

II 運転者への指示事項についての意見

運転者への指示事項については『リアルタイムでの伝達が必要となった場合の連絡体制の確保を求める』とあるが、これを点呼システムで行う場合かなり大掛かりな改修となると思われるので、この内容が機器要件に含まれる場合は早急に確定され公表されることを希

望する。更に言えば、このリアルタイムの伝達が常態化する様であれば、運行管理者の負荷も増加する事になり本来の自動点呼の意義が失われることが懸念される。

Ⅲ 業務可否の判断についての意見

業務可否の判断については『運行管理者が確認する場合は必ずしも対面を求めないが、ビデオ通話等顔が見える方法を推奨とする』とあるが、こちらについてもシステムで行う場合は大掛かりな改修となるため、この内容が機器要件に含まれる場合は早急に確定され公表されることを希望する。更にこちらについても常態化する事で運行管理者の負荷が増大する事が懸念される。

Ⅳ 健康状態の確認についての意見

『点呼に用いる体温及び血圧の値を設定するのは運行管理者の業務』とあるが、この業務を運行管理者に限定する理由はあるのでしょうか。もちろん、それが可能な運行管理者がいる場合もあるが、本来は社員の健康状態を管理するのは安全衛生管理者などが適任であると考えられるし、場合によっては産業医などが決定する場合もあると思われる。

そのため、点呼業務という事で運行管理者を推奨するのはいいが、運行管理者だけに確定する必要がないように思われる。

Ⅴ 業務前自動点呼の実施場所についての意見

『業務後自動点呼の実施場所拡大の検討、内容及び要件を準用できることが想定され』とあるが、実施される際のシステムや環境を考えた場合、営業所又は車庫での実施と事業用自動車内での実施が同等のレベルになるとは考えにくく、大前提である対面点呼と同等の確実性が担保されるものとは言いにくいのではないだろうか。

例えば、血圧の測定などは平常時との比較で判断されるものであるが、同一の機器・環境で測定を行わないと正しい測定とはなりえないと考えられる。

Ⅵ 携行品の確認についての意見

『事業者は運転者が運行に要する携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整えること』とあるが、無人となる営業所などでこれを実施するのはかなり困難であると考えられる。これを実現するためには、携行品を認識するための AI カメラやバーコードシステムなどの高度なシステムが必要になると考えられるが、具体的にはどのような方法を想定されているのであろうか。

＜制度の決定時期や交付方法について＞

遠隔点呼や自動点呼などの新しい制度について、システムを開発するメーカーの立場としては当然ながらある程度の開発準備期間は必要である。しかしながら、要件の確定の時期や交付の方法などは猶予期間がほとんどない状況でありかなり開発作業の負担となっている。

例えば、現状において業務前自動点呼の開始時期や最終的な要件が確定していない状況であるが、この場合メーカー側は未確定な条件で開発を行わざるを得ず、想定していない機器の要件などが加わった場合は、大掛かりな改修作業のコストを強いられることになる。

現状でも今回記載した制度の懸念点が確定しない段階であると本来はシステムの開発は進められないが、開始時期に間に合うようにリリースする事も必要であり、想定で開発を進めているのが現状である。

このシステム構成の変更というものは、発生した場合は開発工程全体を見直すケースなどもあり得るため開発メーカーにとっては大変な負荷となっている。

更に言えば、確定して公表される要件についても、発表される内容は不十分で詳細をすべて理解する事は困難な状況である。

そのため、まずは制度の開始時期とその要件の公表の時期はしっかりと猶予期間を設けていただき、開発等の準備が出来るようにしていただきたい。

更に、要件の詳細についても、公式な制度として行政と開発メーカーが協議したり、質疑応答を行えるような機会を設けていただきたい。

以 上